

業務再点検結果報告

部署名	旭川統計・情報センター
部署の業務内容	農林水産業に関する調査の実施、統計の作成・提供、情報の収集・提供

1.基本的視点に関する点検

		項目	対応	点検結果の概要
基本的な視点	総論	①消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	①-1:農産物の生産量調査及び経営・流通調査等で生産者・消費者に面接等で直接対応する機会が多いことから、現場の意見・要望に対し、可能な限り「親切、丁寧、誠実に対応」することを基本に、職場全体で確認し取組むように努めている。 ①-2:毎朝実施している「朝礼」(チーム単位で約10分程度)を通じて、消費者、生産者、事業者等から頂いた現場からの意見・要望を随時共有し、より丁寧に親切的な対応に取組んでいる。
		②国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	②-1:職員個々はほぼ丁寧・誠実な対応が励行されているが常に意識を持って今後とも取組むことが必要。 ②-2:現段階では、評価が得られる状況ではない。更なる実績づくりと努力が必要。
	苦情、要請等への対応	③国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	③-1:統計及び調査結果に関する事項については、センター職員全体で連携しながら迅速・丁寧に対応している。 ③-2:苦情等対応状況について、所定の様式で整理し報告している。(上部へ提出し情報の共有を図る。)
		④苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	④-1:現地で対応できない事項(要請等については)、上部(統計部)に速やかに報告し、適確な指示を受けることを職場内の会議、打合せの時に全職員に指示している。 ④-2:さらに、現場(センター)で対応できない事項(主に、政策部局にかかる要望・意見等)については、必ず上部組織に指示を仰ぐとともに、可能な限り速やかな対応に心掛けている。
		⑤そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	⑤-1:関係機関、農業者等からの「苦情・要請」等があった場合は、定められている所定の様式で「苦情等の内容・対応概要」等について速やかに上部に報告し、「ホウレンソウ」の徹底に心がけ、常に現場と上部組織(統計部)との情報共有に努めている。 (迅速・丁寧に対応し、適切な指示を受け混乱が起きないように的確な対応に努めている。)
		⑥対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
基本的な視点(つづき)	政策の目的・効果に関する説明	⑦国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	⑦-1:統計調査に直接関係する事項は、迅速・丁寧に対応し、上部(統計部)に速やかに報告し、適切な指示を受け混乱が起きないように努めている。 ⑦-2:統計業務で「所掌」していない事項については、関係する地域課(政策部局)へ報告し、適確な対応をお願いしている。 ⑦-3:調査の目的を説明し、調査結果、政策資料を還元している。 ⑦-4:「水稲作況調査の現地説明会」を開催し、調査方法や利活用などについて説明し、作況調査に対する共通認識も図られつつある。
		⑧政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	⑧-1:管内市町村、農業委員会と連携しながら、農地政策に係る対応として、市町村農業委員会等と連携し「耕作放棄地現地調査」などの取組みに参加した。 ⑨-1:可能な限り現場の意見・要望を確認し、現状よりもさらに評価が得られるように、当センター全職員で取組んでいるところ。
		⑨国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	⑩-1:調査目的及び水稲作況調査、経営収支(生産費調査)等の調査手法及び調査の利活用について、調査客体及び各関係機関に対し、丁寧に説明することを心掛けている。 ⑩-2:農家の声(意見・要望)は必ず上部へ上げることが定着しているが、意見を上げるだけで、その結果を施策等に反映するまでには至っていないのが現状。(上げた意見がどのように反映されたのか把握不足。)
		⑩政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	⑪:特になし。
		⑪そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	⑫-1:水稲作柄概況調査結果を管内のJA組合長等に対する説明時に、「食の安全に関し、米の産地検査、全量検査、集荷円滑化対策に対する不公平感」等に対する要望について、上部組織(統計部及び地域課を経由して食糧部等)にその都度連絡している。
		⑫ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
		⑬説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
基本的な視点(つづき)	業の振興と消費者の利益	⑭部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	⑭:特定の分野、団体との関係とは少し異なるが、「農・畑作物減収(水稲、豆類など)調査」(農業共済組合からの被害申告に係る調査)、農業災害補償制度(補償法)における、損害の額について、審査・認定のために共済加入農家から選定したほ場における標本実測調査結果が参考として利用されている。また、甚大な農作物被害が発生した場合に、市町村、関係支庁との被害面積・被害量・被害見込み金額等が助成に利用される。
		⑮業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	⑮-1:適切な調査結果の反映に心がけているが、生産者と消費者は売り方と買い方の関係から、利害が一致しないことを前提に日々の調査・対応に努めている。
		⑯現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	⑮、⑯:農作物減収調査、畑作物減収調査、被害応急調査などは、特定の団体の予算に関係する事項もあると思っている。 「農業の振興」と「消費者の利益」が一致しないという認識は持っている。

2.食の安全業務についての点検

項目		対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	○	①-1:食の安全については、農林水産省が抱える業務の中で最も重要と思っている。常に危機意識を持って対応しなければならないと考えている。 ・現在の統計業務では直接関わっていないものの、生産者・集荷業者等との調査で関わりを持っているため、食の安全についての知識を常に取得し、心がけていくことが非常に重要であることを日頃から自覚している。 ①-2:直接の「食の安全」に関わる業務ではないが、食に密接に関わる業務を担っている職員として、所内研修(食品の安全確保に関する)に積極的に参加し、理解を深めるべく努力している。
	業務の見直し	○	②-1:業務の見直しは毎年行われている。さらに業務改善に関する意見収集が幾度も行われており、その後検証作業が行われている。 ③-1:統計センターの主な業務は、直接政策に係る政策部局とは異なる業務内容ですが、今回の事業を踏まえて、生産現場の農業関係機関(市町村、JA組合長、関係業者等)に対し調査協力をお願い、又は調査結果の説明等については、常に丁寧な対応に心掛けている。
		○	③-2:「政策に対する意見・要望・不満等、現場の生産者からの声」については、上部機関に正確かつ迅速に情報の伝達を行えるように、さらに職員の意識作りも含め、さらに体制を整えていくことが重要と考えている。(現地で対応できるものは当然丁寧に対応している。)
		○	④、⑤:国民の健康を守ることがなにより重要であるという意識は常に持っている。今後は地方組織において、生産者・消費者と直接触れることにより日常から「被害の未然防止」の意識を強く持つことが重要と考えている。
		×	⑤:部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。
食の安全業務についての点検(つづき)	業務の見直し(つづき)	○	⑥その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていると言えるか(根拠のない判断をしていないか)。
		○	⑦フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。
		×	⑧その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていると言えるか(根拠のない判断をしていないか)。
		-	⑨他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。
		-	⑩おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。
	-	⑪第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	
影響可能性の確認	×	⑫食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	

※対応欄には、「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」、該当がない場合は「-」を付す。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	